

平成30年（2018年）3月紀北町議会定例会会議録

第 5 号

招集年月日 平成30年3月1日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 平成30年3月19日（月）

応 招 議 員

1 番	岡村哲雄	2 番	大西瑞香
3 番	原 隆伸	4 番	谷 節夫
5 番	奥村 仁	6 番	樋口泰生
7 番	太田哲生	8 番	瀧本 攻
9 番	近澤チヅル	10番	入江康仁
11番	家崎仁行	12番	玉津 充
13番	奥村武生	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

（遅刻した議員）

13番 奥村武生

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	中場 幹
会計管理者	玉津 武幸	総 務 課 長	濱田多実博
財 政 課 長	上野 和彦	危機管理課長	水谷 法夫
企 画 課 長	宮原 俊也	税 務 課 長	上村 毅
住 民 課 長	上ノ坊健二	福祉保健課長	中村 吉伸
環境管理課長	玉本 真也	農林水産課長	武岡 芳樹
商工観光課係長	中井 崇	建 設 課 長	植地 俊文
水 道 課 長	上野 隆志	海山総合支所長	玉津 裕一
教 育 長	村島 赳郎	学校教育課長	宮本 忠宜
生涯学習課長	井土 誠	監 査 委 員	松永 剛

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木 猛
書 記	奥川 賀夫	書 記	疇地 啓太

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

6 番 樋口泰生 7 番 太田哲生

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

家崎仁行議長

皆さんおはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

13番 奥村武生君から所用のため、遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

なお、石倉商工観光課長が所用のため欠席します。中井係長を代理として出席させることを許可します。

家崎仁行議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

議事運営上、議事日程の朗読は省略することにしたと思いますので、了承ください。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

日程第1

家崎仁行議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

6番 樋口泰生君

7番 太田哲生君

のご兩名を指名いたします。

日程第2

家崎仁行議長

次に、日程第2 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日の定例会冒頭にあたりまして、1件の行政報告をさせていただきます。

台風21号三重県災害義援金の配分についてでございます。

昨年10月22日の台風21号に伴う大雨等で、本町も浸水被害に見舞われました。被災された皆様には、改めて心よりお見舞いを申し上げます。この台風21号の被害に対する、三重県災害義援金配分委員会から、当町の被災された皆様に対しまして、災害義援金の配分がございました。家屋の床上浸水に対する被災者一人あたりの義援金は2万200円で、配分件数は54件、総額109万800円であります。

今後はこの義援金を早急に被災された皆様にお届けさせていただくことといたしております。

以上、ご報告いたしまして、本日の定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

家崎仁行議長

以上で行政報告を終わります。

日程第3

家崎仁行議長

次に、日程第3 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において、各常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長 入江康仁君。

入江康仁総務産業常任委員長

皆さん、おはようございます。

それでは、平成30年3月議会定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案

件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

まず今期定例会で付託されました案件につき、3月5日、月曜日、午前9時30分から、第1委員会室におきまして、委員8名出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、議会事務局、総務課、財政課、出納室、企画課、税務課、農林水産課、商工観光課、建設課、危機管理課の局長・課長及び職員であります。

また、今期定例会において、付託されました案件は、

議案第4号 紀北町農業委員会委員等定数条例

議案第8号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

議案第10号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第8号）

議案第15号 平成30年度紀北町一般会計予算

の議案4件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について、報告いたします。

まずはじめに、議案第4号 紀北町農業委員会委員等定数条例の審査を行いました。

質疑といたしまして、今までは選挙で選出されていたが、どういう理由で変更になったのか教えてくださいという質疑に対しまして、今回の法改正により、農業委員会の業務で農地利用の最適化が必須業務と位置付けられました。農地利用の最適化の業務は、農地の貸し手、借り手のマッチングを含めた業務が多くなるため、推進委員が新設されました。

選出方法は、現行では選挙による委員と、議会・団体からの推薦による委員の2つの選出となっています。今回の法改正によって、市町村議会の同意を要件とする、市町村長の任命制になりました。農業者の方々がより公正なプロセスで任命できるよう、公募、推薦による任命制になったということですという答弁でございました。

また、農業委員というのは大変に権限が強く、農地の番人と呼ばれるくらいです。その中で、農業委員の選任が任命になってきたというのはなぜなのでしょう。私は選挙のほうがより公平な選出ができるのではないかと思います。どのように考えていますかという質疑に対しまして、法改正は、国会の審議を踏まえたものです。そういった中で農業委員の責務は大変重いものであると認識しています。公選制及び議会・団体からの推薦制から、市町村長からの任命制になったのは、単に市町村長から任命するというのではなく、農業者からの推薦、または農業者が組織する団体からの推薦をもって、また、公募も含めて市町村議会の同意を踏まえて任命していくという、趣旨の法改正であると認識していますという答弁でございました。

次に、本会議の説明では、農業委員の定数14名の中で、定住農業者13名と利害関係を有しない委員1名で構成するということでした。認定農業者が20名いるとお聞きしましたが、どういう規模の農業者なのでしょうかという質疑に対しまして、まず農業者についてですが、認定農業者制度は平成5年に制定された制度で、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が、5年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画を作成し、市町村が認定するものです。認定農業者に認定されますと国の支援事業が受けやすくなるということがあり、現在、町内では20名が認定農業者の認定を受けています。

そうした中、現在の農業委員は18名で、その内15名が選挙で選ばれた選挙委員、議会推薦が2名、農協推薦の委員1名を含めて計18名でございますという答弁でございました。

農業委員の定数が14名ということで、そのほかに推進委員が4名入ることになれば、現行の農業委員の定数で考えれば、相対的に変わらないということによろしいですね。新旧対照表で委員会の報酬が記載されていますが、費用的には新制度の農業委員と現行の農業委員の報酬は変わらないということによろしいですねという質疑に対しまして、答弁として数字的には変わりはありませんという答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多数。

よって本案は原案のとおり可決すべきものとして、決定いたしました。

議案第8号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑・討論、ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって本案は原案のとおり可決すべきものとして、決定いたしました。

次に、議案第10号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第8号）の本常任委員会所管分の審査を行いました。

はじめに議会事務局所管分については、局長から追加説明の後、質疑に入りました。

質疑に入り、質疑はありませんでした。以上のとおり、議会事務局の所管部分について質疑を終了しました。

次に、総務課所管分については、課長から追加説明の後、質疑に入りました。

質疑に入り、質疑はありませんでした。以上のとおり、総務課所管分について質疑を終了しました。

次に、財政課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。以上のとおり、財政課所管分について質疑を終了しました。

次に、企画課所管分については、課長から追加説明のあと、質疑に入りました。

質疑に入り、移住・定住・交流促進事業、地域おこし協力隊員の募集についての経過を教えてくださいという質疑に対しまして、移住・定住・交流促進事業につきましては、まず、空き家リノベーション事業ですが、三重県の移住政策で、県外からの移住促進を目的にしている空き家リノベーション事業というのがあります、県外からの移住者が空き家を改修する場合に3分の1以内、上限100万円の補助をする事業です。こちらは町を介して支給するため、2件分の200万円を計上していましたが、申請がなかったため減額しています。

また、移住相談会への参加費用については、推進交付金の交付決定があり、そちらで事業を行うため減額しています。他に、空き家改修補助金、登録促進のための自治会への奨励金などの空き家対策促進のための補助金はいくつかありますが、それらについても実績見合いで減額しており、それらの合計が394万3,000円です。

地域おこし協力隊員の募集については、農業振興について、どのような支援を行ってもらうかを担当の農林水産課で検討し、それが決まった段階で募集を開始しました。その際に応募が1名あり、10月に面接を行いました。面接の結果、地域の方とともに活動していくことが難しいと判断し、採用を見送りました。再募集についても検討しましたが、募集に2カ月、その後着任まで3カ月、合計5カ月程度の期間が必要となるため、今年度の採用は見送りましたという答弁でございました。

次に、空き家リノベーションについて、問い合わせはありましたか。また、現在の空き家バンクの物件登録件数、実績を教えてくださいという質疑に対しまして、空き家リノベーション推進事業については、相談等はありませんでした。現在の空き家バンクの登録物件は、39件です。平成29年度の実績としましては、2月1日現在で物件登録が16件、成約が8件ですという答弁でございました。

次に、予算書23ページの地域おこし協力隊受け入れ事業について、募集の方法はどのようなものですかという質疑に対しまして、主にホームページで行っています。町はもちろん、三重県、全国的な移住関係の組織であるJOINのホームページ等に掲載していますという答弁でございました。

次に、地域おこし協力隊員の募集時に、応募者から業務に関する提案を受け付けたりはしていないのですかという質疑に対しまして、現在は全国の自治体で地域おこし協力隊の募集が行われており、売り手市場であるため、募集してもなかなか集まらないのが現状です。そのような状況もあり、応募者からの提案等もありませんでしたという答弁でござい

ました。

次に、地域おこし協力隊の活動のマネジメントやチェックは、誰がどのように行っていますかという質疑に対しまして、移住支援担当隊員につきましては、企画課に席があり、町の移住担当職員とコミュニケーションを取りつつ、課長、係長とも相談しながら活動を進めています。また、ふるさと納税支援担当につきましては、財政課に席があり、町のふるさと納税担当及び観光協会の担当とコミュニケーションを図りながら活動していますという答弁でございました。

次に、地域おこし協力隊というのは、議員管外研修視察先で聞いたところによると、協力隊と地域住民とのコミュニケーションから活動内容を決めていくというのが、本来の目的であると思いがいかかですかという質疑に対しまして、地域おこし協力隊の活動には、現在の紀北町のように、役場の業務を支援するものや、地域に入って活動するなどさまざまな形があります。視察先では、協力隊を地域に入り込ませて、協力隊の自主性を大事に、行政があまり口を出さずに活動してもらおうとのことであります。

しかし、それは基本的な方針で、上手くいかない場合には、指導等も行っているとお聞きしていますという答弁でございました。

移住支援とは、紀北町に住んでもらうということですか。そうであるなら、どのような条件だったのですか。また、先ほどの農業についての説明を再度お願いしますという質疑に対しまして、移住というのは町外の方が、町内に住んでもらうことですが、具体的には三大都市圏をはじめとした、都市部から地方に住んでもらうことです。

具体的な施策としては、こちらに来て状況を見たり知ったりするための滞在費の補助、その後、実際にこちらに住む段階になった時に、空き家バンク登録の空き家を改修するための補助金があります。その他、移住に際しての不安や、疑問について相談に乗り、住居探しや地域への入り方についての支援を行っていますという答弁でございました。

次に質疑といたしまして、実際にこちらに住んでもらうには、生計の問題がありますが、その支援はどのように行っていますかという質疑に対しまして、第一次産業就業希望者には農林水産課、起業等については商工観光課等につなぎますという答弁でございました。

また質疑といたしまして、今年1月から紀北健康センターに、大阪からの移住者がインストラクターとして勤務していますが、そのような方は対象にならないのですかという質疑に対しまして、移住を希望する方に相談していただく窓口として運営しています。

今のように町を介さずに移住されるケースも多々ありますが、既に移住された方も不安

や困った事があればサポートさせていただきますという答弁でございました。

次に、空き家改修補助金は、平成30年度当初予算に計上されているリフォーム補助と合わせて使うことはできますかという質疑に対しまして、補助金を二重に使うことはできませんという答弁でございました。

以上のとおり企画課所管分について、質疑を終了しました。

次に、農林水産課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。以上のとおり、農林水産課所管分について質疑を終了しました。

次に、商工観光課所管分については、課長から追加説明のあと、質疑に入りました。追加説明として、商工費の第3目・観光費の備品購入費について、備品購入費29万5,000円増額の内容は、古里温泉脱衣場へのウォーターサーバーの設置に19万5,000円を観光サービスセンターのテレビの故障に伴う買い替えの10万円をお願いするものでありますという追加説明でありました。

質疑に入りまして、予算書の歳入9ページ。紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料の1,683万円の増額になっていますが、増額の理由は、今年度から実施した料金の改定の影響か、それとも利用者の人数の増加が影響したものか、教えてくださいという質疑に対しまして、人数はさほど大きく増えた状況ではございませんので、料金改定により増額となったものと思いますという答弁でございました。

以上のとおり、商工観光課所管分について質疑を終了しました。

次に、建設課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。以上のとおり、建設課所管分について質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で、本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第15号 平成30年度紀北町一般会計予算の本委員会所管部分の審査を行いました。

はじめに、議会事務局所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。以上のとおり、議会事務局所管分について質疑を終了いたしました。

次に、総務課所管分については、質疑に入り、予算書43ページ、2款・総務費、1項・総務管理費、一般事務管理事業として、三重テレビ助成金、FM三重助成金、日本さくら

の会賛助会費がありますが、その内、日本さくらの会の賛助会費とは、具体的にはどのようなものですかという質疑に対し、日本さくらの会とは、桜の普及を目的とした会です。2000年のミレニアム事業の際に、旧町において1,000本単位で桜の木を植えたことがあり、その時のご縁で会に入りました。

今後、同様の事業がありましたら、以前のように苗をいただくこともあろうかと思いますので、引き続き日本さくらの会に加入させていただき、会費を支払っているものですという答弁でございました。

次に、それでは、日本さくらの会と種まき権兵衛の里の河津桜とは、関係がありますかという質疑に対しまして、日本さくらの会とは特に関係ありません。河津桜は町の有志の方々が、苗を作り植えていただいたもので、日本さくらの会の活動とは違うものですという答弁でございました。

以上のとおり、総務課所管分について質疑を終了しました。

次に、財政課所管部分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。以上のとおり、財政課所管分について質疑を終了しました。

次に、出納室所管部分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。以上のとおり、出納室所管分について質疑を終了しました。

次に、企画課所管分について質疑に入り、予算書24ページの移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金について、予算額が100万円ですが、平成29年度は200万円であったと思います。平成29年度の実績がなかったのか減額したのか、県への要求ができなかったのか減額となったのかどちらであるか教えてくださいという質疑に対しまして、この補助金の予算額については、県から補助金の減額があったのではなく、平成29年度の実績により、予算額を減額しましたという答弁でございました。

予算書27ページの電源立地地域対策交付金について、長い間いただいておりますが、金額の推移の状況を教えてくださいという質疑に対しまして、近年はおおむねこの程度の金額で推移していますという答弁でございました。

電源立地地域対策交付金の過去からの状況はいかがですかという質疑に対しまして、過去の資料は、持ち合わせていませんという答弁でございました。

次に、予算書29ページのZTV配当金について、株の単価はいくらですかという質疑に対しまして、当初1株5万円で旧両町が1株ずつ購入しました。その後、1株が300株に分割され、現在は600株で10万円となっていますという答弁でございました。

次に、予算書47ページの人づくり事業について、当初予算の課別説明会では、企画立案能力の養成、実践能力の向上など人づくりに関する経費という説明で、電源地域振興センター等国内研修に係る旅費及び負担金が計上されていますが、その目的と電源地域振興センターのつながりを教えてください。また、高校生地域人材育成事業の内容を教えてくださいという質疑に対しまして、電源地域振興センターは、電源立地地域対策交付金とも関係していますが、電源立地地域の振興のために設立されている団体で、主に自治体職員向けの研修を実施しており、能力開発等のために職員を派遣しています。

また、高校生地域人材育成事業は、「まちいく」の名称で、尾鷲高等学校の生徒を地域人材として育成することを目的に実施している事業で、紀北町、尾鷲市、三重県、三重大学の連携事業です。尾鷲高校プログレッシブコースの2年生を対象に、地域課題の解決策を考えることを通じて、地域をより深く知り、地域に愛着を持ってもらうことを目指しており、高校卒業後、進学等で地元を離れる若者に、少しでも地元に戻って来て欲しいという希望も持っていますという答弁でございました。

次に、電源地域振興センターは電源立地関係の費用で建てられた施設ということですか。また、場所はどこにありますかという質疑に対しまして、電源地域振興センターは、施設は所有しておらず、ビルの一角を借りています。場所は東京都の人形町にあり、そこで研修を受けるのが主ですが、中には現地で開催する研修もありますという答弁でございました。

予算書47ページの地方バス運行対策事業について、説明をお願いします。予算書50ページの地域振興費、地域活性化推進事業について、住宅リフォーム補助金の要綱は、作成していますかという質疑に対しまして、地方バス運行対策事業ですが、河合線の運行委託、いこかバスの運行委託、新規事業となる自主運行バスの試験運行委託、尾鷲長島線及び島勝線の赤字を一部補てんするための補助金である。地域間生活路線確保維持補助金、地域間生活路線利用促進補助金は、高校生のバス定期代を補助することで、高校生の通学環境の向上と路線の利用促進を図るものです。

高速バス背面広告は名古屋行き、京都行きの三重交通の高速バスの背面に紀北町の景勝地をラッピングして紀北町をPRするものです。地域活性化推進事業500万円は、住宅リフォーム補助金で、要綱については、案は作成済みです。予算の議決後詳細を決定し、町民の皆様に向けて募集したいと思いたいという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、補助金要綱について、業者の区別、対象工事等についてき

ちんと定めていますかという質疑に対しまして、対象者、対象工事等については定めていますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、今後の公共交通空白地域の解消についての考えを聞かせてくださいという質疑に対しまして、現在、公共交通網形成計画には空白地として、16地区が記載されており、それらの地域の解消を検討してきています。今回その一部の地域で、試験運行をさせていただきますが、その他の地域についても、今後も検討を重ね、対策を講じていきたいと考えていますという答弁でございました。

次に、リフォーム補助金について、内容を教えてくださいという質疑に対しまして、対象者は、紀北町に住民票のある方で、対象となる住宅は、その方が実際に住んでいる住宅です。対象となる工事は、町内の業者による工事で、下請けに出す場合も町内の業者に限ります。対象となる建物は、建物本体で、床、壁、天井、キッチン、浴室、トイレ、屋根、外壁等が対象で、庭、門、塀等は対象外ですという答弁でございました。

次に、リフォーム補助金について、説明では町内業者とのことですが、視察先では、二次下請けまで町内業者との規制があったと思いますが、その点についてどう考えていますか。

また、申し込みが定員を超えた場合には補正で対応したとの話を聞きましたが、そのような予定はありますか。最後に、予算額について、今後の予定を教えてくださいという質疑に対しまして、町内業者は、町内に本店、支店、住所を有する業者になります。下請け業者についても同様です。申し込みが補助金額を超える場合は、応募の状況や財源等を勘案して検討します。今後のリフォーム補助は、平成30年度の応募の状況や、申請内容等を見て、検討していきたいと思っていますという答弁でございました。

この事業は住民向けというより、町内業者育成、経済対策のための事業と考えますので、町内の小さい施工業者へも行き渡るようにすべきと思うがいかがですかという質疑に対しまして、住宅リフォーム補助金は、町民の方々の住環境を良くしてもらうことと合わせて、地域経済の活性化を目的としています。補助率2分の1、補助金の上限を10万円とすることで、中小の業者にも十分行き渡ると考えていますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、予算書45ページのホームページ運営事業について、経過を教えてくださいという質疑に対しまして、現在のホームページは、平成24年12月に更新しており、更新から5年を経過しましたので、この機会に、より見やすく、より検索しやすく、またホームページ自体の安全性を高めることを目的として、平成30年度にリニューアル

ルを計画しましたという答弁でございました。

次に、予算書48ページの地域間交流促進事業についての推移を教えてくださいという質疑に対しまして、地域間交流促進事業のふれ愛ネット紀北会の会員は、年々減少し現在は63人となっていますという答弁でございました。

次に、予算書48ページの地域おこし協力隊受け入れ事業の平成30年度の取り組みと、予算の根拠について説明してくださいという質疑に対しまして、地域おこし協力隊受け入れ事業については、800万円は現在着任中の2名分の活動経費です。特別交付税の措置の基準が1人あたり年間400万円で、その2人分です。

新規分については、新たに平成30年度に、移住定住支援担当の地域おこし協力隊を、1名増員したいと考えていますので、その分と現在着任中の隊員の任期が、平成31年9月までであり、本来は平成31年度に募集を行えばいいのですが、協力隊員の確保が難しい現状の中、募集に2カ月、着任まで3カ月の合計5カ月が必要となると、任期終了に間に合わない可能性がありますので、平成30年度の後半から募集したく、1カ月分の活動経費を計上しています。新規の1名分を9カ月、交代要員1名分を1カ月、合計10カ月分の333万3,000円を計上していますという答弁でございました。

次に、地域おこし協力隊受け入れ事業については、売り手市場に対していかに先手を打って確保するかということに力を入れていただきたいと思いますがいかがですかという質疑に対しまして、地域おこし協力隊の募集については、おっしゃるとおり頑張らなければならないと考えており、募集経費が200万円まで、特別交付税措置されますので、それを十分に活用し、公的機関の移住関係ホームページに加え、雑誌や民間の移住促進関係のホームページへの掲載等を行うことで情報発信を強化していきたいと考えていますという答弁でございました。

また、ふれ愛ネット紀北会の会費は1,000円ですかという質疑に対しまして、会員期間が2年で、会費は2年間で1,000円ですという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、地方バス運行対策事業において、三重交通に支払っている委託料は年間いくらですかという質疑に対しまして、三重交通に対する公共交通の運行委託料は、1,357万8,000円ですという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、ふるさと納税の企画をしているのは、企画課ですかという質疑に対しまして、ふるさと納税は、財政課で所管しています。6目・企画費は、ほぼ企画課所管事業ですが、ふるさと寄附金推進事業のみ財政課所管になりますという答弁でござ

ございました。

以上のとおり、企画課所管分について質疑を終了しました。

次に、税務課所管分については、質疑に入り、質疑といたしまして、予算書12ページ固定資産税について、町内のいろいろな箇所にソーラーパネルが設置されてきていますが、設置された方に対してどのように課税しているのですかという質疑に対しまして、ソーラー発電施設は償却資産として課税しています。取得価格に減価率をかけた課税標準額に税率をかけて税額を算出します。本人からの申告の他、税務課から申告書を送付し、申告書を提出してもらうなどして把握しています。

また、平成30年度の予定として22件申告書を発送しましたという答弁でございました。

町内で22件ということですかという質疑に対しまして、申告者の内訳としては個人13件、会社9件でありまして、個人のうち町内の方が7件、町外が6件、会社は全て県外業者となっていますという答弁でございました。

次に、把握漏れはないですかという質疑に対しまして、申告による確認のほか、定期的に現地調査を実施し把握漏れのないように努めていますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、固定資産税の償却資産予算額2億40万9,000円の中にソーラー施設分が入っているはずで、ソーラー発電にかかる税額も見積りをしていると思いますがいかがですかという質疑に対しまして、増額分として約400万円を見込んでいますという答弁でございました。

次に、予算書12ページ、町県民税の個人、法人とも増額の見込みが立てられていますが、事業所の廃業が目立つ状況です。

また、人口も減少している中、どのような見込みで増額となっているのですかという質疑に対しまして、町県民税の個人、法人とも過去の課税実績をもとに予算見積もりをしています。個人に関しては過去2年間の課税実績、納税者数の推移を勘案しています。

また、法人に関しては過去5年間の課税実績をもとに見積もりをしていますという答弁でございました。

増加する要因はどのようなものかという質疑に対しまして、法人町民税については、店を閉めても廃業しておらず均等割が引き続き課税されているなどのケースもあり、減額要因より新規創業などの増額要因が上回っていることによるものと考えていますという答弁でございました。

以上のとおり、税務課所管分について質疑を終了しました。

次に、農林水産課所管分については、質疑に入りました。

質疑といたしまして、予算書81ページの有害鳥獣駆除事業の報償費の内訳と、平成29年度の捕獲の実績についてお尋ねしますという質疑に対しまして、有害鳥獣駆除事業にかかる報償費については、708万円のうち704万円でございます。内訳は、サルが80頭、シカ、イノシシを合わせて700頭の積算でございます。今年度の実績は、1月末時点において、サルが26頭、イノシシ301頭、シカが467頭ですという答弁でございました。

次に、獣害対策については、手を抜くことはできないと考えています。耕作者が減少している状況がありますので、手厚い助成をお願いしたいと思っておりますという質疑に対しまして、今後とも農業委員会、農業者からの意見を拝聴しながら、施策の中で検討していければと考えていますという答弁でございました。

次に、予算書84ページのみえ森と緑の県民税市町交付金事業についてお尋ねします。その中で集落周辺里山整備事業の補助金40万円とありますが、事業内容と目的、また、どの地区に補助金を出すのか教えてくださいという質疑に対しまして、集落周辺里山整備事業につきましても、例えば、風倒木の除去、歩道の整備等に対して補助を行っています。

1 haあたり16万円ほどの補助を、町内のNPO法人に対して行っています。引本などの地区で事業を行っていますという答弁でございました。

次に、引本地区には里山といわれる箇所はあるのですかという質疑に対しまして、広く一般にいわれている里山ということではなく、人家近くの山林という意味で捉えていますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、予算書81ページの有害鳥獣駆除事業の929万6,000円ですが、その内に、焼却炉の予算及び焼却炉の手数料の予算があります。焼却炉は完成から1年くらいしかたっていませんが、平成29年度の実績と、平成30年度の焼却の計画頭数を教えてくださいという質疑に対しまして、有害鳥獣の焼却炉は、平成28年度に整備しています。平成29年度は、2月末時点で25頭の焼却を行っています。平成30年度では約200頭分の予算を計上し、今後、頭数が増えていく想定で、予算措置をしていますという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、平成29年度の実績は25頭ですが、当初予算では何頭と見込んでいましたか。また、30年度については、200頭でずいぶん増えていますがどういふことでしょうか。猟友会の方から話を聞きますと、炉の入り口がせまくて、使いにくいという話を聞きますが、猟友会の要望に対して、満足にこたえられているのですか。

また、せっかく平成30年度において、200頭を焼却処分する予算措置をしても、結局20数頭しか焼却できなかったというようなことがないか危惧しますが、いかがお考えですかという質疑に対しまして、ご指摘のとおり、投入口の大きさが小さいという意見があります。

その理由は、焼却炉の火床面積が0.5㎡以上になると、法的な制約等もありますので、現在設置している機種を選定しました。確かに猟友会の方々から、色々なご意見をお聞きしますので、今後、検討できる部分については、考えていきたいと考えていますという答弁でございました。

次に、予算書87ページの漁業振興対策事業の中の、漁業近代化資金利子補給金補助金、203万4,000円の積算根拠の説明をお願いしますという質疑に対しまして、継続分の近代化資金利子補給金については、例年の実績に基づき、平成30年度に新たに借り入れされる分については、あくまで想定の中で積算を行っており、三重県信用漁業協同組合連合会とも相談しながら、予算措置を行っておりますという答弁でございました。

また、改めて、利子補給制度の概要説明をお願いしますという質疑に対しまして、漁業近代化資金利子補給は、1%以内で、4年間の利子補給ですという答弁でございました。

また、以前は0.65%であったと聞いていますが、金額によって前後するということですか。また、現在、利子補給の補助を受けている事業者の件数を教えてください。また、近代化資金利子補給については、国や県の補助金ではなく、自主財源から支出なので、時折質問していますという質疑に対しまして、近代化資金利子補給制度については、県の利子補給の後、町が利子補給し、その利率は1%以内です。件数は町では把握していませんが、平成24年度から平成28年度の借入金の平均額は、年間1億4,770万円ですという答弁でございました。

次に、質疑といたしまして、外国人漁業研修生制度について、どのように研修生を受け入れていくか教えてくださいという質疑に対しまして、外国人漁業研修生については、インドネシア人の外国人研修生で、主にカツオー一本釣り漁船と巻き網船において、受け入れておりますという答弁でございました。

研修生制度を知らない漁業者が多くいたということと、巻き網船等以外に定置網についても拡大していくということは、難しいのでしょうかという質疑に対しまして、基本的にインドネシア人の研修ということになりますので、インドネシアの海域で行われている漁業に対する研修という位置づけになっています。

インドネシアの海域で定置網等の漁法や他の漁法があれば、制度として研修可能な部分

もあると考えられますが、受け入れについては、漁業協同組合等ですので、個人が受け入れられるという制度ではありませんという答弁でございました。

次に、予算書87ページの漁港管理事業の中で、宮前樋門というのは海野の樋門であると聞いています。三浦、矢口浦の漁港整備についての将来の展望をお聞かせくださいという質疑に対しまして、三浦漁港海岸は平成32年度、矢口浦漁港海岸は平成36年度の完成を目指して、作業を進めているところですよという答弁でございました。

また、次に、見通しは楽観できないと考えています。今後、どのように県が動くのかということに対し、矢口浦については、手が届かないのではないかと考えますという質疑に対しまして、答弁といたしまして、繰り返しになりますが、矢口浦につきましては、平成36年度完成を目指して、作業を進めています。県においても、国への予算要望等を強力に推し進めていただいていますよという答弁でございました。

次に、予算書80ページ、農業総務費の人・農地プラン事業についてお尋ねします。補正予算で300万円が減額補正されていますが、今までの実績を教えてくださいという質疑に対しまして、人・農地プラン事業においては、今回の補正予算で減額補正をお願いしていますが、当初予算では考えられる上限の金額で、予算計上しています。

最初に支援を受けられた方は、平成24年度から現在3名の方が補助金を受けています。

その後、平成25年度、平成27年度からの方が引き続き補助を受けています。平成30年度において、新たに1名の方が該当すればということで、予算計上しています。補助金については、年間150万円で、5年間受けられる制度ですよという答弁でございました。

以上のとおり、農林水産課所管分について質疑を終了しました。

次に、商工観光課所管分については、質疑に入りました。

質疑といたしまして、予算書89ページ、物産振興事業521万5,000円の内、銚子川の水製造に係る事業委託料は、236万3,000円ですが、何本製造する予定ですか。また、1本あたりの単価はいくらですかという質疑に対しまして、銚子川の水は、3万6,000本を製造予定としています。1本当たりの単価は約60.8円となりますが、この他に、水質検査手数料も含めて65円で卸売りをしています。利益は、ほぼありませんよという答弁でございました。

町税収も減って行く一方なので、町で工場を作って、無尽蔵にある銚子川の水を使い「銚子川の水」を製造・販売することで、町の利益にすることができればよいのではと思うのですがいかがですかという質疑に対しまして、商工観光課内でも、同様の内容の話は出ています。イニシャルコストはかかりますが、その後は、製造コストを下げることで

きると思いますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、大台町の宮川で水を販売していますね。課内でいろいろ検討しているということですが、執行部にも提案していただきたいのですがいかがですかという質疑に対しまして、紀北町の大事な資源ですし、きれいな水を売って行くというのは、よいことだと思っていますので、調査・検討させていただきたいと思いますという答弁でございました。

次に、予算書89ページ、観光活性化対策事業で、銚子川写真集の作成等委託料756万円を計上されています。どのような写真集を作成し、何部発行するのですか。また、委託業者は決まっているのか教えてくださいという質疑に対しまして、この写真集は奇跡の清流銚子川を後世に残すべく、この清流を守っていくための保全啓発媒体及び環境学習媒体、記録として写真集を作成したいと考えています。発行部数は、2,000部です。その内、1,000部を環境啓発用・観光PR用とし、残りの1,000部を販売用とします。販売については、写真集を製作する出版社を通じて、流通させたいと考えています。

大きさは、A4変型判、ページ数が、128ページです、価格は、税込3,000円を考えています。効果は、銚子川の魅力の認識が深められ、保全意識の高揚を図るものです。出版時期は「NHKスペシャル」の放映後を考えています。

委託先は、まだ決まっていますが、使用する写真は、これまでも銚子川を撮り続けている、内山りゅう氏の秘蔵写真を使用することを考えています。委託先も、内山りゅう氏と相談しながら決めて行ければと考えていますという答弁でございました。

次に、銚子川の水の件ですが、地方自治体として、利益を得ることは大丈夫なのですかという質疑に対しまして、課題もいろいろ出てくると思いますので、そのあたりも含めて調査していきますという答弁でございました。

次に、銚子川の写真集は、内山りゅう氏の写真を使用するということですが、現在、銚子川を撮っている、地元セミプロの写真家の写真も使用してはどうでしょうか。私は入れるべきと考えますがいかがですかという質疑に対しまして、企画案では、プロの写真家を起用したいと考えています。予算をお認めいただいた後の話になりますが、銚子川の希少な生物を取り上げて、この自然を守っていかないと、いけない、というところをメインに持って行きたいと考えていますので、地元セミプロの方の写真がよいというのであれば、採用することも含めて、検討をさせていただきたいと思いますという答弁でございました。

予算書88ページ、地方創生推進交付金事業について、詳しく説明してくださいという質

疑に対しまして、この事業は、3カ年事業の2年目です。紀北町産品のブランド化を図るということを目的としており、今ある産品を改良したり、新産品を開発したりすることで、良い産品を作り、付加価値を付けて販売することで、生産者の所得向上が図れればと考えています。今年度は、ブランド協議会をたち上げ、幹事会、ワーキンググループで、いろいろと検討しているところです。内容としましては、特産品の開発を異業種間でいろいろと検討し、売れる産品づくりを実現していければと考えていますという答弁でございました。

次に、サザエやアワビの缶詰を復活させて、それをブランド化させてはどうですか。町営で工場をつくってはどうかという質疑に対しまして、貝の缶詰の話につきましては、過去に、ふくだめとほら貝の缶詰を作っていた事業者がいました。その事業者が廃業した後、「貝の缶詰があつたらなあ。」と言うお話をときどき聞きます。また、地元で実際に検討している業者があると聞いています。それを町営で工場を作るとなると、先ほどの銚子川の水で話がありましたように、「町が利益を得ても良いのか。」と言ったところもございます。

この事業につきましては、民間主導で行政はそれを支援する立場で実施していきたいと考えておりますという答弁でございました。

次に、古里温泉への送迎サービスの予算は、古里温泉施設管理運営事業の施設管理委託料の中に含まれているのですか。前々日までの予約制となっているようですがどうでしょうか。また運行については、誰がされるのですかという質疑に対しまして、古里温泉への送迎サービスにかかる予算は、古里温泉施設管理運営事業の施設管理委託料に含まれています。送迎は、3月、4月の2カ月間を試験運行し、その結果を踏まえて継続するか検討いたします。また、必要があれば補正予算にて、計上することも考えています。運行については、事前予約制で、館長または従業員にて対応し、町内片道30分の範囲で、午前10時・午後3時に古里温泉に到着できるよう、一日に2回運行しますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、SEA TO SUMMIT 実行委員会への補助金は、どのような使用をされていますか。また、温泉施設管理運営事業の中で、施設管理委託料は古里地区に委託している部分と考えていいのですか。また、配管・ろ過タンク洗浄が計上されていますが、これは終わったもので、不必要な予算ではないでしょうかお伺いしますという質疑に対しまして、SEA TO SUMMIT 実行委員会への補助金は300万円で、実行委員会全体の予算は

計600万円です。内訳は、町から300万円、三重県から200万円、残り100万円は参加費等です。事業費補助として支出しており、全体の運営費に充てられています。

施設管理委託料の中には、古里地区に委託している部分も入っています。配管・ろ過タンク洗浄は、毎年実施していますという答弁でございました。

以上のとおり、商工観光課所管分について質疑を終了しました。

次に、建設課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。以上のとおり、建設課所管分について質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分については、質疑に入り、予算書49ページ防犯活動事業のうち、尾鷲地区防犯協会負担金89万3,000円の内容を説明してくださいという質疑に対しまして、尾鷲地区防犯協会は、尾鷲市と紀北町で構成されており、人口按分で負担金を算定しています。事業内容としては、犯罪や非行、薬物防止活動や暴力追放活動などを行っています。予算額191万2,887円のうち、人件費に144万1,000円、防犯広報活動などの事業費に29万7,887円などが主な内容となっていますという答弁でございました。

予算書49ページ交通安全対策推進事業のうち、高齢者運転免許証自主返納事業補助金についての内容を説明してくださいという質疑に対しまして、高齢者の交通事故を減少させることを目的とし、運転に不安をもつ高齢者の運転免許証の自主返納を推進するため、運転経歴証明書の発行手数料と同額を補助するもので、今年度は1件あたり1,000円となっています。運転経歴証明書により、三重交通のバス代等の割引を受けることができますという答弁でございました。

予算書49ページの空家等対策推進事業について、詳しく説明してくださいという質疑に対しまして、平成30年度は空家等対策計画策定業務委託の347万8,000円が、主な事業内容で、その他は危険空家の解体工事などを予定していますという答弁でございました。

予算書100ページ、消防団出動事業900万円の内訳を教えてくださいという質疑に対しまして、春・秋の火災予防運動や年末夜警、春季・秋季訓練や、救急訓練等の出動報酬が、1人あたり4,100円、火災や捜索など緊急出動が110名分で、1人あたり4,600円の出動報酬となっていますという答弁でございました。

また、消防団員の退職報償金の積算根拠を教えてくださいという質疑に対しまして、退職報償金については、勤続年数等により一律ではないことから見込みで積算していますが、平成30年度については、退職者20名分の平均金額45万円で積算していますという答弁でございました。

次に、予算書101ページ、河川海岸水防対策事業費の委託料で汐ノ津呂排水機場の実施計画が計上されていますが、その詳細を教えてくださいという質疑に対しまして、平成30年度は県との河川協議を予定しており、その協議にかかる経費を計上していますという答弁でございました。

次に、予算書102ページ地震・津波災害避難路整備事業で、避難誘導灯が5箇所、防災倉庫が1箇所、津波避難路整備工事が2箇所、避難誘導看板設置が5箇所分計上されていますが、それぞれの場所を教えてくださいという質疑に対しまして、避難誘導灯については各自主防災会などからの要望もいただいていますので、協議・調整して設置箇所を選定したいと考えています。また、防災倉庫については、ふなつ幼稚園に設置。津波避難路については、紀伊長島地区が長島公園への岩の壺登り口で、海山地区が相賀の新愛宕山を整備する予定です。

また、避難誘導看板については、古里に2箇所と相賀の紀北健康センターに1箇所を設置予定ですという答弁でございました。

次に、予算書102ページ、防災訓練執行事業の内容と、平成30年度の紀北町防災訓練の日程が決まっていれば教えてくださいという質疑に対しまして、防災訓練執行事業につきましては、消防団員の防災訓練出動報酬が、主なものとなっています。町の防災訓練だけではなく、各地区での防災訓練時にも消防団が出動しており、それらの報酬も含まれています。平成30年度の防災訓練の日程は決まっていないという答弁でございました。

以上で、本委員会所管部分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された4案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

家崎仁行議長

これで総務産業常任委員会の委員長報告を終わります。

家崎仁行議長

ここで暫時休憩します。11時まで休憩といたします。

(午前 10時 45分)

家崎仁行議長

休憩前に続きまして、会議を開きます。

(午前 11時 00分)

家崎仁行議長

次に、教育民生常任委員長 太田哲生君。

太田哲生教育民生常任委員長

平成30年3月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、3月6日、火曜日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員7人出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、生涯学習課、水道課の課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、

議案第5号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例

議案第6号 紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議案第7号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第9号 紀北町集会所の指定管理者の指定について

議案第10号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第8号）

議案第11号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第12号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第13号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

議案第14号 平成29年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）

議案第15号 平成30年度紀北町一般会計予算

議案第16号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算

議案第17号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算

議案第18号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計予算

議案第19号 平成30年度紀北町水道事業会計予算

議案14件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果についてご報告いたします。

議案第5号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑・討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第6号 紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑・討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第7号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑・討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第9号 紀北町集会所の指定管理者の指定についての審査を行いました。

質疑・討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第10号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第8号）について、審査を行いました。

初めに、住民課所管分について、審査を行いました。

総合住民情報システム運営事業費の質疑がありました。

答弁としましては、マイナンバーカードの旧姓併記を可能にするためのシステム改修費であります。

次に、福祉保健課所管分につきまして、審査を行いました。

老人ホーム赤羽寮の入所負担金について、質疑がありました。

答弁としましては、老人ホームの入所負担金の減額は、実績見込みによるものであります。

次に、環境管理課所管分につきまして、審査を行いました。質疑はありませんでした。

次に、学校教育課所管分につきまして、審査を行いました。特別支援学級児童介助教員

設置事業について質疑がありました。

答弁としましては、介助教員8人、介助員6人予定しておりましたが、介助教員5人、介助員9人となりました。この賃金の差額による精算であります。

次に、生涯学習課所管部分につきまして、審査を行いました。健康増進施設使用料と健康増進施設事業分担金について、質疑がありました。

答弁としましては、健康増進施設料は会員数とビジターの利用者の見込みに合わせた減額であります。健康施設事業分担金は、事業収入の見込みによるものであります。

次に、水道課所管部分について、審査を行いました。質疑はありませんでした。

以上で質疑を終了しました。

質疑・討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第11号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、審査を行います。国保制度関係業務準備事業費補助金について、質疑がありました。

答弁としましては、国保制度関係業務準備事業費補助金については、電算委託料の減額に伴う補正です。平成30年度の国保の広域化に伴い、システムが変わるので、システム改修の補助金が確定したことにより今回、減額するものであります。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第12号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、審査を行いました。

質疑・討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第13号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について、審査を行いました。

質疑・討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第14号 平成29年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）について、審査を行いました。

質疑・討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第15号 平成30年度紀北町一般会計予算について、審査を行いました。

はじめに住民課所管分につき、審査を行いました。

総合住民情報システム運営について、質疑がありました。

答弁としましては、総合住民情報システムは、住民記録、税、年金、福祉、選挙などの基盤となる大変重要なシステムです。

平成29年度にセキュリティ強化や事務の効率化を推進するため、公募により業者を新たに決定しました。システム運営費の10年分を見積りされ、比較したところ、1億5,000万円の差が出ました。

次に、地区集会所管理事業について、質疑がありました。

答弁としましては、どの集会所も老朽化で傷んできております。修繕と工事請負費も入っておりますが、大きな部分は、名倉集会所と道瀬集会所の修繕になります。どの集会所も、細かな修繕は、相当の件数があります。修繕については、年々増加しております。当初予算に100万円を計上し、不足する場合は補正予算で対応を予定しております。

今回、新たに設置した集会所維持管理交付金は、自治会ごとというよりも、1施設に対して5万円を交付いたします。

次に、出張所管理事業の旧三野瀬支所の解体工事について、質疑がありました。

答弁としましては、旧三野瀬支所の解体は、建物の老朽化で地元のほうから、危険なので取り壊して欲しい等の要望や蜂の巣が出来て危険ということによるものです。

旧三野瀬支所解体後の更地の利用については、未定です。建物内の物品につきましては、主に文化財になりますので、教育委員会が移動を予定しています。更地になった後の管理については、しっかりと行っていきたいと思っております。

次に、福祉保健課所管分につきまして、審査を行いました。

障害者総合支援センター設置事業について、質疑がありました。

答弁としましては、障害者総合支援センター設置事業は、尾鷲市社会福祉協議会に委託しています。委託の内容は、障害児療養支援事業と紀北地域障害者総合相談支援センター結についての事業です。結についての事業目的は、身体、知的、精神の3障害の相談に対応できる総合相談支援センターを設置することにより、障害のある方が地域で安心して生活できるように専門職員による面接、電話、訪問等による相談支援を行うことです。事業

内容は、社会性を高めるための支援、社会資源を活用するための支援、権利擁護に対して必要な助言などを行っています。

また、療育等支援事業補助金の目的は、地域に暮らす障害児、障害者又は発達の子になる児童等並びに家族等の相談支援を行うことにより、障害児、障害者の地域生活を支援することにより、地域支援ネットワークを整備して地域資源の改善、開発等に向けた取り組みを行い、地域での療育機能の充実を図ることです。事業内容は、療育教室の開催、療育指導、相談、障害福祉サービス等の利用に対する助言などです。

障害者総合支援センター設置事業の紀北町療育等支援事業は、平成26年度から実施しており、新規事業ではなく継続事業です。配置職員については、精神保健福祉士1名、社会福祉士と精神保健福祉士の資格を併せて有する方が1名、社会福祉士1名です。また、療育事業もあり、紀北町内で委託を受けて頂くところがなく、尾鷲社協に委託を受けていただいた経緯があります。

次に、じん臓機能障害者の交通費補助事業、そして、障害者グループホーム緊急事業について質疑がありました。

答弁としましては、じん臓機能障害者通院交通費補助事業の人数は、69名で予算計上しています。69名の内訳は、自家用車・バス利用者が53名、福祉タクシー利用者が16名です。周知は、平成29年12月31日現在の87名の障害者手帳保持者の方に、個別に補助事業の申請用紙を送り周知をしています。透析は、尾鷲総合病院、大台厚生病院で受けられています。透析は週3日行かなければならず、尾鷲総合病院と災害時のための対応について検討をしています。

障害者グループホーム緊急整備事業の県2分の1の補助金は、町内でグループホームの充足率が足りていないということで、昨年10月の臨時議会で説明しましたものと同規模のグループホームの整備が予定されています。

グループホームについては、県の補助金の30年度の申請に事業者が手を挙げたということで、当初予算に計上いたしました。

次に、老人福祉特別対策事業、町単、そして地域支援事業介護予防についても質疑がありました。

答弁としましては、高齢者慰問にかかる90歳以上の高齢者及び88歳夫婦への祝い金の経費として、新100歳6名、新90歳80名、91歳から99歳と101歳以上の高齢者400名、88歳の夫婦14組ということで、積算を行っています。

また、ねたきり老人等福祉保健手当は、その方が寝たきりの状態になっているかどうかを、町職員が現状を確認しに出向き、項目に該当する場合に手当を支給しています。

認知症施策推進事業、地域支援事業についてですが、認知症施策の中に自立支援というものがあります。認知症施策推進事業では、いかに重度化を防止するか、また地域支援事業については、地域の中で見守り活動ができないかが重要になります。

地域支援事業は、高齢者が介護状態に陥ることなく、健康に生活できるように、支援するための経費です。いきいき学級について、海山地区で2カ所、紀伊長島地区で1カ所に委託しています。介護予防啓発事業は、体力測定機器のレンタル、運動機能向上事業は、活活体操の委託料65万6,000円を見込んでいます。

また、一般介護予防事業では、救急医療キットの設置、介護予防教室、健康体操、はつらつクラブ、粋な男の料理教室などの事業を行っています。

地域支援事業、認知症対策、生活支援体制整備事業、地域ケア会議の財源は、全額紀北広域連合からの委託料となっています。また、認知症施策推進事業の中には、認知症初期集中支援チームについて予算計上しています。

認知症初期集中支援チームとは、複数の専門家が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームのことです。チーム員については、現在、紀北医師会にお願いしている状況です。認知症初期集中支援チームの「初期」とは、認知症の人との関わりという意味で、「集中」とは、おおむね6カ月を目安に本格的な介護チームや医療につなげていくことを意味しています。

地域ケア会議の回数は、地域支援事業、生活支援体制整備事業で個別相談になった場合のケース会議について予算計上しています。

次に、放課後児童クラブ対策事業について、質疑がありました。

答弁としましては、放課後児童クラブについては、重度障害児の方で放課後デイサービスを利用している方がいます。夏季休暇になると利用者が増加しサービスを受けられないということで、今回、放課後児童クラブに対して重度障害児の受け入れ体制の予算を計上させていただいています。

また、これまで一人親にしか利用料の減免事業はありませんでしたが、一人親の減免事業、並びに障がいをもつ方の世帯を含め、さらに夏季休暇期間の利用料が少し上がるということで、利用料の減免の拡充を図っています。

今回の重度障害児の受け入れを行うにあたり、課内で色々検討した結果、夏休みと比べ、春休み、冬休みは年末年始や土日の休みを含めると、利用できる日数が少し少なく、今回は夏休みだけと限定させていただいています。予算がとおりましたら、広報や行政放送で啓発していきたいと思っています。

次に、環境管理課所管分につきまして、審査を行いました。

し尿適正処理推進化事業について、質疑がありました。

答弁としましては、クリーンセンターへし尿と浄化槽汚泥が搬入するところから説明いたしますと、搬入されたし尿と浄化槽汚泥は、脱水して脱水汚泥と処理が必要な水分に分かれ、脱水汚泥については場外へ搬出し、民間業者に処理をお願いします。

処理が必要な水については、施設内の膜処理設備などで処理を行い無色透明で臭いを放つことがない水にして放流します。

放流水の水質は、およそBODの値が0.5未満、s s 1.2などで、水道水に利用する河川水質でいうところのAAというもっともきれいな部類の基準にして、クリーンセンター横の河川に放流を行います。

水などの処理の状態については、試験薬等を使用して毎日検査しています。

脱水汚泥については、汚れを取った土のようなさらさらとした状態にして民間業者に搬出します。搬出された脱水汚泥は、民間企業で熱によって炭化され肥料になると伺っています。

最近は廃棄物を資源化するというシステムが主流となっておりまして、現在、建設されている施設の多くは、脱水汚泥の搬出処理や脱水汚泥を資源としていく流れになっています。

脱水汚泥を処理している近隣の市町としては熊野市が採用しています。

今回は、現在の用地内で出来るだけ使用できる設備を再利用し最もランニングコストが安価な方式を検討した結果が脱水汚泥方式でした。

脱水汚泥の大きさですが、塊ではなくさらさらした土のような状態です。

臭いについては、大変、気を付けなければならない問題だという認識を持っています。

県外で視察した際に、トラックに積載された脱水汚泥の臭いを、直接嗅いで確認しましたが、トラックの荷台から臭いが出るようなものではありませんでした。

今回の処理業者の決定にあたっては、入札ではなく各社の処理費用の状況を情報収集して、最も安全に処理でき、安価で近い処理業者による処理を考えております。

基本的に一般廃棄物処理業者の処理単価については、各自治体によって価格差を作るものではなく、ほぼ定額だと聞いています。その中で最も価格的に合理的な処理業者との契約を考えています。

次に、学校教育課所管部分について、審査を行いました。

A L T事業について、質疑がありました。答弁としましては、平成32年度から学習指導要領が改訂になります。その内容の大きなものとして、今まで、小学5、6年生の外国語活動といったカリキュラムがありましたが、今回の改定で教科化となりました。

それと、小学校3、4年生に、外国語活動というものができました。そのようなことから、A L Tが現状の2名では厳しいことから、2名増員しまして、4名にするというものです。

ただし、A L Tは、授業のない時間帯もありますので、そのような時は、小学1、2年生と交流することや、幼稚園に行つて交流することもあります。

次に、引本小学校の1名の講師設置事業について、質疑がありました。

答弁としましては、統合先の小学校との交流や閉校記念誌の作成など、通常にない業務の手助けをお願いしたいということで、常勤ではなく、非常勤でお願いしています。年間44週で予算を計上しました。

また、小学校の今後の跡地利用につきましては、現在のところ計画はありません。閉校後に町として検討したいと考えています。

次に、紀伊長島地区学校給食センター整備事業について、質疑がありました。

答弁としましては、給食調理員が今後の設計業務で、紀伊長島地区の給食センターを整備した時に、何人の給食調理員が必要になってくるかということが決まると思います。その後、その人数で再度募集をかけることになると思います。嘱託職員は定年が65歳となっています。採用期間は最大10年となっていますので、募集には60歳程度に年齢を制限させてもらう必要があるかと思っています。

また、紀北中学校の調理員も含めて、給食センター整備後は、嘱託職員として、再度、採用試験を実施し、募集をかけ直すということで検討しております。土地購入費の積算ですが、海山の給食センターが1,000食の規模で1,500㎡です。紀伊長島地区に整備する給食センターは、500食の規模を計画しています。

土地は単純に半分でよいということでもないと思いますので、1,000㎡程度は必要ではないということから、その広さから、税務課で使用している路線価を掛けまして、積算を

しています。町有地も含めて赤羽地区で検討しています。赤羽地区の町有地ですが、赤羽小中学校、若者センター、赤羽保育所跡地があります。町有地、民有地も含めて、津波の浸水区域外に整備したいということから、赤羽地区で検討しています。

海山地区の給食センターの1,000食というのは、平成13年度の建設当時に必要とされた食が、1,000食ということであり、現在は660食程度の給食をつくっている状況にあります。紀伊長島地区につきましては、紀北中学校を除きますので、さらに少なくなります。教職員数と幼稚園児の分を考えても、500食で足りると考えております。

次に、生涯学習課所管分につきまして、審査を行いました。

社会教育施設整備事業について、質疑がありました。

答弁としましては、平成26年に当時の紀伊長島区連合会長島地区自治会役員から、まず要望書が提出され、続いて平成26年2月24日付けで議長宛に請願書が提出され平成26年の3月議会において採択されています。

請願の内容ですが、津波避難を兼ねた公民館の設置、図書室の設置、ミニコンビニの設置、避難のための部屋、自治会活動のための部屋、屋上に避難場所の設置、山への避難通路の設置、旧百五銀行跡地への建設を希望、住民票等の窓口業務の内容で請願書が出され、採択されています。

公民館活動ですが、多目的会館で公民館講座として8講座開催し、建設後もそこを活用して、公民館講座をしていく予定です。

地域住民の方との協議は、まず平成26年11月11日に、西長島地区の自治会役員の皆さまと意見交換をしました。そのあと、平成28年11月30日に、住民説明会を開催しました。その後も、平成29年6月26日、多目的会館の建て替えの懇談会として、西長島の自治会役員の方々、さらには平成29年11月21日に、西長島地区自治会役員と施設の規模や設備について打ち合わせをさせていただいております。

あと、婦人会や食改協等の利用者の方々も機器等のこともあり、打ち合わせをさせていただきました。その中で、先ほどの請願にもあったように全ての要望を取り入れた形態の複合施設となると制約が出てくることもありますし、特に避難ビルとしての位置づけということができるかということがありまして、その付近の浸水域が、高さが11mぐらいと予測されています。それに避難ビルとして建てるとプラス4mで合計15mとなり、5階建て相当の建物が必要になるということを説明し、避難ビルとしての建築は、場所的にも厳しいというお話をそれぞれの意見交換会で説明させていただいているところです。

住民全員を対象にというものは、平成28年11月30日にさせていただきました。今年度はしておりません。

各自治会の役員は、住民の方の代表で来ていただいている面もありますので、その方に、しっかりと説明をさせていただき、今後もさせていただきたいと思います。今後、この事業が認められて、工事を行う時など、迷惑をかけることになると思いますので、事業に対して、住民説明会等は必要になってくると思います。

当時の要望書も、百五銀行跡地に建てられないか、避難する施設としてできないかという要望があり、自治会として意見交換会で、もちろんそのような話が出ました。ただ、紀北町の避難ビル等の建設については、中州地区と本地地区が、主にそのような避難施設を建てる条件に合致し、それ以外はできるだけ早く山に逃げていただくことになっています。避難ビル等の建設は、難しいという形で進んでいます。それに沿って、この多目的会館の建替えも検討させていただいて、地域の住民の方に説明をさせていただいたところです。その際に、百五銀行の跡地の購入は、そのような理由で難しいというお話をさせていただいたところです。

長島地区の自治会の役員と協議した内容については、多目的会館との距離が100m程度ということで、町有地の有効活用も図りたいという面と当地の山側が土砂災害のレッドゾーンに指定されており、建築の制限等もございます。現在の多目的会館もイエローゾーンになっていますが、山との距離がありますので、建てる時に制限がかかっていないという複合的な理由で、百五銀行の跡地には、購入を求めないとしています。

法の関係ですが、土砂災害の関係でレッドゾーンに指定されています。そのことにより建築が制限される状態になることもあります。町道側については、イエローゾーンになっています。今の多目的会館の場所に改築するという、百五銀行の跡地については求めないということで説明をし、今後もそのような話があれば、説明させていただくつもりです。

避難ビルやタワーの建設についてですが、同じような地区、例えば海山地区でいえば引本地区や白浦地区など、いろんな地区がありますが、そちらもまず山へ避難していただくということを前提に、津波避難タワーの建設は考えていないと聞いています。この長島地区においても、まずは山に避難路を使って逃げていただき、その逃げ遅れた方がいれば、前面に避難階段を設けているので、それをご利用いただき、屋上に逃げていただくような施設を計画しています。

工事の管理費の算定ですが、専門的な話になってしまうかもしれませんが、総合的な計画管理・構造設備というのは、370万4,000円かかるようになっています。それに8%の消費税を加えて404万円の設計管理費となっています。中身について、現在、宮原建築事務所に設計を委託していますが、その建築事務所から算定根拠のある見積書をとった上で予算計上しています。

平成29年度で設計はしております。管理の分ですが、通常、設計を組む時は、面積などの構造によって、その何日何%といった形で、工区数を積み上げていく場合が多いので、概算予算として、このような形で積算しました。本設計になった場合は、入札方法について、そのようなパーセントなどで、指名競争、随意契約、いろいろな方法で入札書記会で諮ることになると思います。

来年度工事に入るに伴い、保健センターが近くにありますので、できるものは保健センターで講座を開催していきたいと考えております。ただ、調理室等は保健センターにはありませんので、どうしても開催できない講座等もあります。その分は再来年、建設が終わってから再開する予定です。管理しているのは委託職員2名です。火曜日から金曜日まで2名が交代で行っています。夜間は社協のシルバー人材センターでお願いし、サークル等がある時は、その時に出ていただいて管理をしています。シルバー人材センターに委託する、委託料という事で今回、予算計上しています。講座については、公民館主事などと講座について、そのような形で調整をしています。東長島公民館で講座がありますので、東長島公民館を利用するのかどうかは、曜日等いろいろな調整が出てくることになります。

次に、国民体育大会推進事業について、質疑がありました。

答弁としましては、最初に委託料の件ですが、委託料はリハーサル大会、本大会の仮設の設備等の設計等にかかる費用です。観客席やライト、いろいろな物が仮設で必要となってきますので、そちらを大会前に設計していく事業委託料、設計委託料となっています。

次に、委員会補助金の内容ですが、実行委員会の国体視察の旅費やバスの借り上げ料、消耗品等となっています。

最後に、実行委員会の立ち上げ時期ですが、夏頃に立ち上げられればという予定で進めていくつもりです。今のところは、実行委員会の立ち上げを、まず夏頃にさせていただきたいと思っています。

今の赤羽公園の改修計画は見積もりを出していただいて、町の職員が行った設計に基づいて拡幅を行いました。観客席等は建築確認等も必要になってくる仮設設備です。この事

もあり、客席数も定められてきますので、リハーサル大会、本大会に向けて、必要な仮設設備の選定や配置計画、設営費用等の計画を策定したいということです。

準備委員会を2月に立ち上げさせていただき、できれば8月、9月に実行委員会を立ち上げたいと思っています。進めながら実行委員会のほうで、再度、専門部会を検討していただきたいと考えています。

次に、健康増進施設管理事業について、質疑がありました。

答弁としましては、当初予算では450名の予算の算定の基礎としています。ただ現在のところ順調に会員数も伸びていまして、来年度中には当初予定の500名を目指すことができるのではないかと考えています。

先ほど説明させていただいた会員数が450名で、ビジターが1日あたり28人の想定のもとで積算し、事業収入、講座等の事業収入を300万程度見込んだ収入の合計が3,863万9,000円で、支出が5,805万7,000円、差引1,940万円程度の差額が出ると考えています。

本年度の状況も多少加味していますが、夏場には冷房等も必要になりますので、それらも踏まえて、全体的に考えた費用にしています。現在プールは28℃から30℃で、運営しています。ただ、夏場は、温水ではなくなりますので状況に合わせてご利用していただくことになると思います。

次に、水道課所管分について、審査を行いました。質疑はありませんでした。

以上で、議案第15号 平成30年度紀北町一般会計予算の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものとして、決定しました。

次に、議案第16号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算について、審査を行いました。国民健康保険料と国民健康保険事業費納付金について、質疑がありました。

答弁としましては、これまでどおり窓口事務や申請・報告義務を行います。

また、保険料の徴収については、これまでどおり町が徴収します。保険料率については、平成29年度と同率で据え置き、算定方法もこれまでどおりです。

また、納付金についての考え方は、納付金に見合う金額を保険料で徴収することが前提になっています。そのための標準保険料率が、県から提示されています。

しかし、当町の保険料については、出来るだけ被保険者の負担をかけたくないと考えています。現在、基金も少々あり、医療給付費に対しては、普通交付金で措置される、また

低所得の軽減措置を行っていますが、軽減した事に対する交付税措置がなされ一般会計に入り、国保会計に繰り入れていますので、原則は納付金額と同額を保険料で徴収しなければいけません、ひとまず、保険料率を抑えたかたちで、平成30年度はやっていきたいと考えています。

保険料と納付金との差額は、1億円ありまして、その差額に対して軽減分の交付税措置だけでなく、今回、設けられた保険者努力支援制度の交付金で賄います。

努力支援制度は、金額としては大きくありませんが、医療費抑制に取り組む地方自治体に対して交付金が支払われるものでありますので、当町は医療費抑制事業をいろいろ取り組み高く評価されていますが、さらに努力して伸ばしていき、できるだけ被保険者に負担をかけない形で運営していきたいと考えています。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第17号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算について、審査を行いました。

保険料について、質疑がありました。

答弁としましては、保険料率の見直しは2年に1回行うもので、平成30年度、31年度は、保険料率は変わります。所得割が前年度は9.06%、平成30年度は8.86%。均等割額が前年度は4万3,870円、平成30年度は4万2,965円で下がっています。

ただし、限度額は前年度が57万円、平成30年度は62万円で引き上げとなっており、保険料の予算総額としては前年度よりも増額となっています。予算ベースで17%増えています。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第18号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計予算について、審査を行いました。

老人ホーム管理運営事業の赤羽寮特養居室間仕切り壁設置工事について、質疑がありました。

答弁としましては、赤羽寮特養居室間仕切り壁設置工事については、特養の多床室において、プライベート空間を確保するために間仕切り壁を設置する工事です。居室16室の内、5室について実施いたします。

居室の1室の広さは30.25㎡で、間仕切り設置後の1床あたりの面積は6.5㎡で4床、通

路部分が4.25㎡です。また、工事費の797万5,800円は、全額国庫補助金の対象となります。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第19号 平成30年度紀北町水道事業会計予算について、審査を行いました。

追加説明の後、質疑に入りました。

江の浦大橋耐震補強工事2に伴う支障移転工事、そして、便ノ山浄水場監視制御設備更新事業について、質疑がありました。

江の浦大橋の管ですが、橋に添架して設置するため、塩害対策としてステンレス製のものを付けています。

また、一つの管の長さが4mということになっています。

次に、便ノ山浄水場監視制御設備更新事業の説明させていただきます。シーケンサというのは、井戸の状態を監視しながら取水を制御するなどの機械で、1基1,400万円なのですが、設置の諸経費の関係がありますので、それも含めて2,800万円という金額になっています。

次に、水道の計画について、質疑がありました。

答弁としましては、計画に関しては、現在、管路の更新に集中しており、施設関係は進んでいない状況です。平成28年の決算時に示させていただいた数字で、平成27年度の事業終了ベースで4割くらいの進捗率でしたが、平成28年、29年、30年と事業を含め、予算ベースですべて完了しますと、金額ベースだけですが、おおむね8割程度の事業の計画に対する予算執行がされると考えています。

しかし、事業として金額ベースの進捗率ほど計画が進んでいるのかといたしますと、施設の更新に関しましては、進んでいませんので、さらに、その辺は県補助の状況も見ながらと考えています。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された14案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

以上でございます。

家崎仁行議長

これで各常任委員長からの報告を終わります。

家崎仁行議長

ここで暫時、休憩します。

午後1時まで休憩とします。

(午前 11時 41分)

家崎仁行議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

家崎仁行議長

続いて、各常任委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務産業常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第4号 紀北町農業委員会委員等定数条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第8号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第10号 平成29年度紀北町一般会計補正予算(第8号)について、総務産業常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第15号 平成30年度紀北町一般会計予算について、総務産業常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第5号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第6号 紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第7号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第9号 紀北町集会所の指定管理者の指定についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第10号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第8号）について、教育民生常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（ 発言する者なし ）

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第11号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（ 発言する者なし ）

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第12号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（ 発言する者なし ）

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第13号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（ 発言する者なし ）

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第14号 平成29年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（ 発言する者なし ）

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第15号 平成30年度紀北町一般会計予算について、教育民生常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第16号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第17号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第18号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第19号 平成30年度紀北町水道事業会計予算についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で、質疑を終わります。

以上で、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

日程第4

家崎仁行議長

これより、各議案に対する討論・採決に入ります。

日程第4 議案第4号 紀北町農業委員会委員等定数条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

中津畑正量君。

16番 中津畑正量議員

議案第4号 紀北町農業委員会委員等定数条例に、反対の討論をさせていただきます。

紀北町農業委員会の選挙による、委員定数条例は廃止するとしております。これは、私は農業委員会は農家の番人、また農家の代表と言われてきたが、今回の制度変更によって、規制緩和等でこれまで守り続けてきた農地と地域農業を守るのが、大変難しい今の状況でございます。

現状の公選が一番ベストである。やる気のある農業委員の方々が、この農業委員会を検討・論議をされておることをみると、本当に公選がベストであると、私は思っております。ここで推薦とかそういうようなやり方でお願いをするというよりも、公選をこのまま続けていくべきだと、私は思っております。

よって、この議案第4号の反対討論といたします。

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

次に、反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第4号について、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

家崎仁行議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5

家崎仁行議長

次に、日程第5 議案第5号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第5号については、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6

家崎仁行議長

次に、日程第6 議案第6号 紀北町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第6号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7

家崎仁行議長

次に、日程第7 議案第7号 紀北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第7号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第8

家崎仁行議長

次に、日程第8 議案第8号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第8号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9

家崎仁行議長

次に、日程第9 議案第9号 紀北町集会所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第9号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第10

家崎仁行議長

次に、日程第10 議案第10号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第10号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第11

家崎仁行議長

次に、日程第11 議案第11号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第11号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（ 全 員 挙 手 ）

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第12

家崎仁行議長

次に、日程第12 議案第12号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第12号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第13

家崎仁行議長

次に、日程第13 議案第13号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第13 議案第13号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第14

家崎仁行議長

次に、日程第14 議案第14号 平成29年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第14 議案第14号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第15

家崎仁行議長

次に、日程第15 議案第15号 平成30年度紀北町一般会計予算を議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

3番 原隆伸君。

3番 原隆伸議員

私は、議案第15号 平成30年度紀北町一般会計予算を以下の点により、反対いたします。

1点、し尿適正処理推進事業5億4,950万円、反対理由、設計根拠となる紀北町クリーンセンター精密機能検査調査業務報告書によると、68ページに表8-3、計画処理費の推移の一覧表がありますが、平成27年度から平成32年度末までの推移を一覧表としています。

平成27年度より平成29年度までの実績は記載されてなく、精査したところ要処理量は、平成27年度0.9kL/日で、平成28年度0.6kL/日となっている。差がですね、要処理量との計画との差が、こうなっているということです。処理計画量は、安全率をみて書いていると思うんですけども、計算値から計算すると安全率1.13とみて計算していると思うんですけども、平成27年度は1.4kL/日、平成28年度は1.7kL/日と過大となっていると。

そして、この計画によりますと、平成32年度は、平成30年と比べて減るようになっています。しかしながら、平成32年度は国体の年でもございますので、本来この辺では上がらなあかんと思うんですよ、処理量としては。それを見越してないという点から、ちょっとおかしいんじゃないかと。

また、この冊子ですね、36ページから40ページの一覧表がございます。水質分析試験日の一覧表となっています。この中で、水質分析日及び経過、試験日の日付は記載されておりません。この一覧表には、前回、今回という記載があります。私はこんな書類を見たことがありません。やはり根拠、そういう判断をする根拠をですね、示す必要がある。日にちが記載されて、初めて真実が信頼に足る論拠であるということがわかると思うんですけども、これが書かれておりません。

よって、私はこんな根拠性のない書類について、承認することはできません。それで、このことによって、5億4,950万円ですね、それでトータル計画としては、13億円の計算根

拠にするにはですね、非常に問題があると。一番大事なのは計画なんですよ。計画段階の第一歩が間違えば、いろんなところにしわ寄せが出てくるんです。

私、議員になって初めての時に、消防署の問題がありました。このことも、もっと議論したかったんですが、できなかった。ここでも、やっぱり問題ありました。消防議会の中で、私は最初にトラブル、現場は最後までトラブルよと言いました。最後までトラブルしました。

そして、健康増進施設もそうです。目論見書を出してほしいと言っていたけど、出さずに、それで途中で設計変更せないかと。ボイラーが1台しかないもんで2台にするって。そんなもん壊れる可能性が強いわけですね、機械というのは。予備がなかったらどうするんですか。そんなことも設計にうたわれてない。まして、あそこはですね、水位が低い、水位が低くて柔らかいから、セメント固化したわけですね。そうすると、セメント固化によってですね、水が逃げていく場がないんですから、その水はいく所をちゃんとつくっておかないと溜まります。それで、40cm溜まったそうです。

それで、40cm溜まったために、エレベーターが止まったと。それでモーターが漏電しましたと。そんなもんはわかりきることですから、そうならないように考えてやれば、そういうことは起こらないんです。だから、私、議員になった時から、不安に思っていて、今回で3度目です。私は今までは辛抱してきましたけど、今回はこのままでいけば大変なことになる可能性がある。今後ですね、世の中が景気が良くなればええですけど、今後、景気が良くなるという可能性は非常に低いということで、今のままでいけば、皆さんのお子さんやお孫さんにしわ寄せするんじゃないかと。そういうことを避けるためにも、私は今回言わざるを得ないという点で、この第1点を言います。

それから、第2点として、生涯学習課所管の社会教育施設整備事業、多目的会館の改築に要する経費です。当地はイエローゾーンとなっています。他のところはレッドゾーンだから止めましたと。ここはイエローゾーンだから建てますって、そういう論理は成り立ちません。イエローゾーンであろうが、イエローゾーンのリスクがあるんです。リスクを逃れるところにやる必要があるんですね。

また、津波に対して避難所としての役に立ちません。皆さんがここへ逃げるということも、成り立たないわけですね。また、裏の避難所がありますけれども、狭くてなかなか逃げられない。また高齢者、災害弱者と言われる方たちは、おそらくこれを利用することはできないだろう。町長は、安全・安心と言っているんですから、それなりのことを考えて

おる筈だけど、私にはそれが見えない。

また、請願がなされて、請願にしたがってこの事業が始まったということでございますけれども、請願の趣旨がですね、満たされていない。だから、もう少し熟議が必要な可能性があると。

5番目としてですね、2月に政府の南海トラフに対する考え方、今後、30年以内の発生確立が70%から、70から80%に変更ということがありました。学者というのはですね、絶対うそを言っちゃいかんもんですから、例え明日、1カ月先、1週間先であると思ってもですね、絶対そんなことは言いません。絶対外れないことを言います。そういうことで物を言っているんだと、学者は。ということを理解して、やっぱり物事を考える必要があると。今、町長の考え方を見ているとですね、なんか他人事のように思えてならない。

私はこのことからですね、この多目的会館については、これが2月の、政府の発表が2月でしたから、今まで住民に説明会は、2月までに行っている筈です。だから、2月以降この点ないはずですから、その政府の発表以降の考え方として、住民ともう一回、話し合う機会を持つべきであるということで、今回この予算に計上することには、反対であるということで、反対討論といたします。

以上です。

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

玉津充君。

12番 玉津充議員

先ほどの原議員の発言の中にですね、平成32年が国体の年という発言がありましたけど、正しいかどうか確認していただけますか。

家崎仁行議長

生涯学習課長、ちょっと答弁できますか。

33年の開催です。

3番 原隆伸議員

平成33年度と訂正します。

ちょっと言い残したことがあるもんですから、もう1回よろしいですか。

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

谷節夫君。

4番 谷節夫議員

4番 谷。議案第15号 平成30年度紀北町一般会計予算の賛成討論を行います。

今議会で、町長が30年度施政方針を述べた。すべては住民目線で、すべては住民とともに基本姿勢のもと、住民の皆様と協働のまちづくりに取り組んできた。今後も同様の考えで、取り組んでいくと述べた上で、総額104億987万1,000円、2年続けての100億円を超える積極的予算をつけました。また、国民健康保険事業特別会計24億1,297万1,000円、介護サービス事業特別会計1億9,108万1,000円、後期高齢者医療特別会計5億7,792万6,000円。

家崎仁行議長

谷議員、今、一般会計の賛成討論じゃないんですか。その中に含まれておるんですか。

4番 谷節夫議員

じゃあ今の介護サービス以下を取り消します。

一般会計の。

家崎仁行議長

15号ですね、今ね。

4番 谷節夫議員

されました、その中で、赤羽老人ホームの運営、いこかバスの運営、建設発生土の投入問題、多岐にわたる課題も、今後も大きな課題であります。赤羽老人ホームの運営については、改築あるいは移転は今後の問題。常に前向きに考えて、残土問題については、住民が安心して暮らせるように、予算もつけて取り組んでいく。

また、いこかバスについては、住民との話し合いをもとに、7月から試験運行を行い、その結果を踏まえて、住民が安心して暮らせる運行を考えると、前向きな姿勢を示しました。タクシーがなくなり、長島駅で降りないで、尾鷲まで乗り、尾鷲から長島までタクシーで、約1万円かかってくるという話も何度か聞きます。これは、ワイドビューのお話です。またその特急が長島駅に停車を危ぶまれるという話も耳にいたします。非常に不安を感じます。

紀北町への流動人口、あるいは移住をしていただくためにも、今後、町長をはじめ役場の職員の皆様のますます活躍を望んで、賛成討論といたします。

以上です。

家崎仁行議長

原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

日程第15 議案第15号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

家崎仁行議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第16

家崎仁行議長

次に、日程第16 議案第16号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第16 議案第16号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第17

家崎仁行議長

次に、日程第17 議案第17号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

近澤チヅル君。

9番 近澤チヅル議員

議案第17号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の反対討論を行います。

国は予算で、社会保障費として、高齢化などで当然増える自然増分をも1,200億円とも言われておりますが、削減する大幅な給付減、負担増を強いる制度改革を進めております。その一端として、2008年この制度が始まりました。今までの医療制度から75歳以上を切り離し、都道府県化する後期高齢者医療制度創設実施は、制度の改悪だけでなく、負担が大幅に増えることで、国民の猛反対を受けました。

国は保険料の負担が一気に増えないようにと、保険料軽減特例を設けましたが、その特例見直しが順次行われ、負担が増え、平成30年度もこの削減が行われ、これが反対の大きな要因です。28年度末、紀北町後期高齢者医療保険制度は、後期高齢者医療特別会計の被保険者は3,845人です。そのうち低所得者、年収約153万円から約211万円の方の特例の所得割、こ

れ対象者の方が385人おられますが、29年度には5割軽減から2割軽減に減りましたが、その上、平成30年度はこの2割軽減もなくし、0となり負担増となります。

さらにもと被扶養者の方、466人の方が対象になりますが、平成29年度、9割軽減だったのが、7割軽減になり、また、30年度、7割軽減から5割軽減になり、31年度にはこの軽減もなくなる予定です。また、高額療養費制度の見直し、自己負担の限度額が57万円から62万円になる。入院時の医療費の見直しによる負担増があるなど、年金は下がる一方、物価が上昇し、介護保険料も13%値上げが予定され、さまざまな税負担が増えていくことは、高齢者の皆さんの生活に大きな影響があります。その上、消費税が10%になったら、生きていけないという叫び声もあがっております。今年度、低所得者にかかる軽減判定所得の見直しによって、経済動向などを踏まえ、軽減判定の見直しが行われ、わずかに負担が減る人もみられます。

しかし、人間らしく生活をしながら、必要な時に必要な医療をしっかりと受けることができるよう、国が生存権の保障のための財源確保を行うこと、それぞれの地域の実態に応じた保険制度になっていくよう根本的な制度改革を行うべきであるということ。また、この制度を維持していこうとするならば、他保険者の負担が大きすぎることも含めて、国にしっかりと財源措置をするよう、紀北町として厳しく意見を述べるように求め、私の反対討論とします。

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

続いて、反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

日程第17 議案第17号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

家崎仁行議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第18

家崎仁行議長

次に、日程第18 議案第18号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第18 議案第18号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第19

家崎仁行議長

次に、日程第19 議案第19号 平成30年度紀北町水道事業会計予算を議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

家崎仁行議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

日程第19 議案第19号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

家崎仁行議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

家崎仁行議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可いたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、3月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月1日に開会されました本定例会では、平成30年度当初予算案ほか諸議案につきまして、本日まで終始熱心にご審議をいただき、全議案を原案どおりご可決いただき、誠にありがとうございます。

さて春の気配が感じられる季節となり、あと2週間あまりで新年度を迎えることとなりますが、平成30年度は紀北町第二次総合計画の重点施策への取り組みを昨年度以上に加速させ、ステップアップを図る重要な年であると考えております。町のめざすべき将来像は、みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまちでございます。人、地域、産業や各種団体、活動などのすべてが元気になることを目指し、自然と共生するまちづくりに向け、職員一丸となって諸事努力してまいり所存でございます。

また、本定例会でいただきました、ご指摘やご提案を考慮しながら、山積する行政課題を的確に解決していきたいと考えておりますので、議員の皆様の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、町民の皆様並びに議員の皆様のご健勝をお祈り申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

家崎仁行議長

以上で、本定例会の日程は全て終了しました。

閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

3月1日に議会を開会し、長期にわたる定例会も、本日、閉会を迎えるわけでございます。この間、議員、町長以下、執行部の皆様方には、一般会計予算、特別会計予算、条例制定等々慎重審議いただき、厚く御礼を申し上げるところでございます。

なお、今年度末をもって退職される職員の皆様方におかれましては、長きにわたり、本町発展のためにご尽力賜りましたことに対し、議会を代表して深く感謝の意を表すとともに、心から御礼申し上げます。

今後においても健康に留意され、ますますのご活躍を祈念申し上げますとともに、それぞれの立場でご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様方のご健康、ご多幸を祈念し、定例会閉会の挨拶とさせていただきます。

長きにわたり、大変ご苦勞様でございました。

家崎仁行議長

これにて、平成30年3月紀北町議会定例会を閉会いたします。

(午後 1時 44分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 30 年 6 月 5 日

紀北町議会議員長

家崎仁行

紀北町議会議員

樋口泰生

紀北町議会議員

太田哲生